

## 宮城県制度融資資金条件変更措置実施要綱

### (目的)

第1 この要綱は、最近の経済環境の変化等により県制度融資資金の返済に困難を来している中小企業者に対し、既往債務の融資条件の変更措置(以下「変更措置」という。)を講じることにより、経営の改善及び事業の継続を支援することを目的とする。

### (対象者)

第2 適正かつ健全に事業を営んでいるにもかかわらず、最近の経済環境の変化により県制度融資資金の返済に困難を来している中小企業者で、変更措置を受けることにより経営の改善及び事業の継続が見込まれるものを見込むものを対象とする。

2 前項の規定にかかるわらず、破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始又は特別清算開始の申立を行っている等実質的に経営が困難となっているものは、対象外とする。

### (対象資金)

第3 別表に掲げるすべての県制度融資資金の既往債務を対象とする。

### (条件変更措置)

第4 変更措置を受けようとする者が融資を受けた当時の県制度融資資金ごとに、別表に掲げる期間(最長償還期間に3年を加えた期間。ただし、流動資産担保活用資金(旧売掛債権担保活用資金)にあつては1年を加えた期間。)の範囲内で償還期間の延長ができるものとする。ただし、条件変更改善借換資金、みやぎ中小企業復興特別資金、二重債務対策資金、事業再生計画実施支援資金、富県宮城資金(チャレンジ枠)、再生可能エネルギー推進支援資金及び“伊達な旅”整備促進資金については、最長償還期間の範囲内で償還期間の延長ができるものとする。

また、当該期間の範囲内であれば、据置期間の設定もできるものとする。

2 償還期間により適用利率が異なる融資案件の変更措置については、変更措置を実行する日から当該融資案件の融資条件に連動した適用利率に変更するものとする。

### (申込み)

第5 変更措置を受けようとする者は、変更措置に係る資金を融資した取扱金融機関(以下「金融機関」という。)の所定の手続により当該金融機関に申し込むものとする。

### (審査)

第6 申込みを受けた金融機関は、その内容を審査し、変更措置を行うことが適当と認めたものについて、宮城県信用保証協会(以下「協会」という。)の保証付き融資の場合は協会と、中小企業団体中央会組織金融の場合は宮城県中小企業団体中央会と、小口事業資金で宮城県商工会議所連合会(以

下「商工会議所連合会」という。)又は宮城県商工会連合会(以下「商工会連合会」という。)の融資あっせんを受けた場合は、商工会議所連合会又は商工会連合会とそれぞれ協議後、変更措置を実行できるものとする。

(報告)

第7 金融機関は、変更措置を実行したときは、毎月の状況を宮城県制度融資資金条件変更措置実施報告書(別記様式)により、翌月10日までに資金の種類ごとに別表に定める機関に対して報告するものとする。

2 前項の報告を受けた各機関は、当該報告書を、金融機関から提出のあった日の同月20日までに知事あて報告するものとする。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、当該措置に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成13年11月27日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附則

この要綱は、平成14年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年3月31日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年3月31日から施行する。

**附則**

この要綱は、平成20年3月31日から施行する。

**附則**

この要綱は、平成21年3月31日から施行する。

**附則**

この要綱は、平成22年3月31日から施行する。

**附則**

この要綱は、平成23年3月31日から施行する。

**附則**

この要綱は、平成24年3月31日から施行する。

**附則**

この要綱は、平成25年3月31日から施行する。

**附則**

この要綱は、平成26年3月31日から施行する。

**附則**

この要綱は、平成27年3月31日から施行する。

**附則**

この要綱は、平成28年3月31日から施行する。

**附則**

この要綱は、平成29年3月31日から施行する。

**附則**

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

**附則**

この要綱は、平成30年3月31日から施行する。ただし、第4の改正規定及び別表の改正規定は、同年4月1日から施行する。

**附則**

この要綱は、平成31年3月31日から施行する。ただし、別表の改正規定は、同年4月1日から施行する。

**附則**

この要綱は、令和2年3月31日から施行する。ただし、別表の改正規定は、同年4月1日から施行する。

**附則**

この要綱は、令和3年3月31日から施行する。ただし、別表の改正規定は、同年4月1日から施行する。

**附則**

この要綱は、令和4年3月31日から施行する。ただし、別表及び別記様式の改正規定は、同年4月1日から施行する。

**附則**

この要綱は、令和5年3月31日から施行する。ただし、別表の改正規定は、同年4月1日から施行する。

**附則**

この要綱は、令和6年3月31日から施行する。ただし、別表の改正規定は、同年4月1日から施行する。

**附則**

この要綱は、令和7年3月31日から施行する。ただし、別表の改正規定は、同年4月1日から施行する。

## 〔別表〕

												報告書 提出先		
一般資金	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
一般枠	13年	13年	13年	13年	13年	13年	13年	13年	13年	13年	13年	13年	13年	13年
経営環境変化対策資金(セーフティネット資金)														
一般枠	13年	13年	13年	13年	13年	13年	13年	13年	13年	13年	13年	13年	13年	13年
経営改善対策枠	13年													
経営環境変化対策資金(危機関連対策資金)														
新型コロナウイルス感染症対応資金														
伴走支援型特別資金														
流動資産担保活用資金(旧売掛債権担保活用資金)														
経営力強化サポート資金	13年	13年	13年	13年	13年	13年	13年	13年	13年	13年	13年	13年	13年	13年
協調支援型特別資金														
条件変更改善償換資金														
連鎖倒産防止資金														
経営改善サポート借換資金	13年	13年	13年	13年	13年	13年	13年	13年	13年	13年	13年	13年	13年	13年
中小企業再生サポート資金	13年													
災害復旧対策資金	一般枠	13年	13年	13年										
みやぎ中小企業復興特別資金	15年	15年	15年	15年	15年	15年	15年	15年	15年	15年	15年	15年	15年	15年
二重債務対策資金		15年	15年	15年										
緊急経営変動対策資金														
事業再生成実施支援資金	一般枠													
感染症対応枠		15年	15年	15年										
経営改善・再生支援強化枠														
新技術・新製品事業化資金														
創業育成資金	13年	13年	13年	13年	13年	13年	13年	13年	13年	13年	13年	13年	13年	13年
事業承継資金(経営承継枠・事業承継特別枠・経営承継借換枠)														
富県宮城資金	(チャレンジ枠) (応援枠)													
再生可能エネルギー推進支援資金	15年	15年	15年	15年	15年	15年	15年	15年	15年	15年	15年	15年	15年	15年
がんばる中小企業応援資金		10年	10年	10年										
“伊達な旅”整備促進資金														
スタートアップ創出促進資金														
SDGs推進資金														
環境安全管理対策資金														
小口事業資金	一般	10年	10年	10年										
特別小口		10年	10年	10年										
中小企業団体中央会納繳金融														

宮城県信用保証協会

